

令和8年第5回東京都北区教育委員会定例会

会 議 月 日	令和8年7月13日（月）午後1時30分
開 催 場 所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 福田 晴一 委員 本 間 正 江 委員 宮 川 淳 子 委員 川 染 誉 市 委員 長 谷 川 勝 久 委員 高 橋 勇 市
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 学校支援課長 教育指導課長 学校改築施設管理課長 教育総合相談センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	30号	東京都北区立学校の位置変更について	承認

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
2	31号	東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	23号	東京都北区立学校の位置変更について（専決処理の報告）	了承

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	24号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和8年東京都北区議会臨時会）（条例関係）（専決処理の報告）	了承

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	25号	都の北学園グラウンド整備工事の遅延について	了承

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
6	26号	「北区不登校支援事業ガイド」について	了承

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
追加1	27号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和8年東京都北区議会臨時会）（予算関係）（専決処理の報告）	了承

令和8年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和8年7月13日（月）13：30

福田教育長	それでは、これより令和8年第5回北区教育委員会定例会を開会いたします。 出席委員は、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。 初めに、日程第1、第30号議案「東京都北区立学校の位置変更について」です。 学校支援課長から説明をお願いします。
学校支援課長	学校支援課長です。
福田教育長	お願いします。
学校支援課長	それでは私から、第30号議案「東京都北区立学校の位置変更について」、ご説明申し上げます。 恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、3ページの説明欄をご覧ください。 東京都北区立滝野川第五小学校の位置を変更するため、本案を提出するものでございます。 変更内容といたしましては、滝野川第五小学校の位置を昭和町3丁目3番12号から、田端6丁目9番1号に変更するものでございます。 変更日は令和9年4月1日で、学校の改築に伴いまして、仮移転先である旧田端中学校に移ることによる変更でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
福田教育長	ありがとうございます。 では、本件についてのご質疑またはご意見はございますか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	では、特に反対意見等ないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議はございませんか。 （異議なし）
福田教育長	ありがとうございます。ご異議ないと認め、第30号議案については原案どおり承認することと決定いたします。 続いて、日程第2、第31号議案「東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」です。 同じく学校支援課長から説明をお願いします。
学校支援課長	教育長、学校支援課長です。
福田教育長	お願いします。
学校支援課長	それでは、第31号議案についてご説明申し上げます。 議案の5ページの説明欄をご覧ください。 本件は、5月27日の本委員会においてお諮りしました東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

	定個人情報の提供に関する条例の改正に伴いまして、当該条例で教育委員会規則に委任された事務等の規定や条ずれなどの規定整備を行うため、本案を提出するものでございます。 議案6 ページからの新旧対照表をご覧ください。 第2条の改正です。こちらは条例の条項のずれに伴う規定整備です。 続いて、第2条の2の改正です。今回の条例改正で位置づけられた住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関しまして、住登外者に対する宛名番号の付番や管理に関する事務を新たに事務と位置づけるものです。 第3条の2の改正です。今回の条例改正に伴い、教育委員会が区長部局から照会されたときに提供できる情報として、住登外者の就学援助の情報を加えるものです。 第4条及び第5条の改正については、条例の条項ずれに伴う規定整備となっています。 第6条の改正です。今回の条例改正に伴い、教育委員会が区長部局に照会するときに提供できる情報として、住登外者に対する宛名番号の付番や管理に関する情報を新たに加えるものです。 恐れ入ります。議案4 ページにお戻りいただきまして、付則です。この規則は、改正条例の施行日と同日の令和8年7月21日とします。 以上、第31号議案についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
福田教育長	ありがとうございました。 では、本件についてのご質疑またはご意見はございますか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	特に反対意見等ないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議はございませんか。 (異議なし)
福田教育長	ご異議ないと認め、第31号議案については原案どおり承認することと決定いたします。 続いて、報告事項です。 日程第3、報告第23号、日程第4、報告第24号についてですが、関連する内容でございまして一括して議題に供します。 同じく学校支援課長から説明をお願いします。
学校支援課長	教育長、学校支援課長。
福田教育長	お願いします。
学校支援課長	それでは、私からは報告第23号及び報告第24号について一括してご説明申し上げます。いずれも滝野川第三小学校関連の案件となっています。 初めに、今回の2案件をご報告するに至った経緯についてご説明いたします。 資料がなくて恐縮ですけれども、まず滝野川第三小学校の校舎の現状についてでございます。 まず、火災のあった4階は使えない状態となっておりまして、3階は4階で消火活動を行った関係で漏電をしていて、3、4階については電気が通っていない状況となります。1階と2階につきましては、学校運営には支障のない状態なんですけれども、火災当初は火災報知器が壊れていて鳴らないため、人的警備という形で人を配置して、火災

があった場合に知らせたり、初期消火活動に当たったりすることで、所轄消防署から建物使用の許可を得ているところでございます。

体育館へのプレ登校が開始されました7月1日までは火災報知器も復旧いたしまして、1、2階の消防設備が正常に稼働しながら、人的警備による3、4階の児童の立入り制限も行ったところです。

現在、各校への分散登校を行っているところですが、こちらはあくまでも応急的な対応でございまして、なるべく早期に全員そろっての教育活動を再開したいところですが、現状の滝野川第三小学校の校舎を使つての全校そろった学校運営は当面難しい状態であることから、仮移転をせざるを得ないという判断をしたところです。そのため全学年一斉の学校単位での教育活動については、9月初旬をめどに学校としての機能を旧清水小学校に仮移転をした上で開始する方針といたしました。

旧清水小学校は、西が丘小学校の改築に伴いまして、令和5年3月までの仮校舎として学校施設が整備されておりまして、自校調理ができる給食調理室をはじめ、特別教室を含めた教室が整ってございまして、一定程度の改修をすれば早期に学校運営をスタートできる場所ということで、仮移転場所として選定したところでございます。

なお、現時点で予定している旧清水小学校での学校運営の概略ですが、先ほどご説明させていただきましたように、夏季休業明けの9月初旬をめどに全学年そろって旧清水小学校での学校運営を行う予定としておりまして、登下校についてはバス移動、給食は自校調理、それから学童と一般登録も含め旧清水小学校での運営を行う予定としてございます。

事前の説明が長くなりましたけれども、ここから報告事項の説明に移らせていただきます。

初めに、報告第23号「東京都北区立学校の位置変更について（専決処理の報告）」についてです。

3ページの説明欄をご覧ください。

東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項に基づき、教育長の専決において処理した事項を同条第2項に基づき報告するものでございます。

4ページのとおり、滝野川第三小学校の火災を受けまして、同校の位置を仮移転先の旧清水小学校跡の北区十条仲原4丁目5番17号に変更するものでございます。本来であれば学校の位置の変更につきましては、東京都北区教育委員会事案決定規則第2条第3項に基づきまして教育委員会の承認を経て行うものでございます。しかしながら、令和8年9月初旬をめどに学校運営を開始することとしており、その前段として7月16日に開催されます北区議会臨時会において条例改正を行う必要がございまして、本委員会にお諮りするいとまがなかったため、教育長専決により手続を進めさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第24号「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和8年東京都北区議会臨時会）（条例関係）（専決処理の報告）」についてです。

3ページの説明欄をご覧ください。

報告第23号と同様、東京都教育委員会事案決定規則第9条第1項に基づき、教育長の専決において処理した事項を同条第2項に基づき報告するものでございます。

先ほどご説明申し上げたとおり、滝野川第三小学校の位置の変更については、教育長専決により進めさせていただいたところですが、これを受け、6ページのとおり、区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取がございました。こちら本来であれば本件は東京都教育委員会事案決定規則第2条第4項に基づき教育委員会の承認を経て行うものでございます。しかし、先ほどと同様、7月16日に開催される北区議会臨時会にて条例改正手続をするに当たり、本委員会にお諮りするいとまがなかったため、教育長専決により異議がない旨を回答いたしました。

条例改正の具体的な内容は、9ページにありますとおり、滝野川第三小学校の位置を十条仲原4丁目5番17号に変更するものでございます。

	改正条例の施行日は、令和8年9月1日としております。 以上、雑駁ではございますが、報告第23号及び第24号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。
福田教育長	ありがとうございました。 では、23号、24号併せてご質疑、ご意見はございますか。本間委員、お願いします。
本間委員	ご説明ありがとうございました。また、大事なことです。教育長専決ということで速やかに対応していただいたことを私ども委員としましてもありがたく思っております。ありがとうございました。 この移転に関しては、保護者会の様子等につきましても細かく報告を受けて、私ども皆、目を通してはいるのですが、全般的にたくさんの保護者の方が冷静に受け止めて、いろいろと丁寧な質疑もしてくださったというふうに受け止めております。文面だけでは読み取れない細かなニュアンスというんでしょうか、そういうことですか、今後また他学期にわたっての対応が必要ですので、まだ課題として残っていることなど、私ども委員としても心得ておかなければならないようなことがありましたら、教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
福田教育長	ありがとうございます。 いかがでしょうか。
教育振興部長	教育長、教育振興部長。
福田教育長	お願いします。
教育振興部長	滝三小の火災に伴う仮移転ですけれども、何点か今後詰めていく必要があるものがあります。保護者会の中では、主に場所が遠いということからバス移転に関するご質問、大変多く受けてございます。 バスについては、現在詳細を固めているところでございますけれども、この間、北区ではリノベーションですとか、改築事業においてバス移動に関するノウハウを持ってございます。そうしたものを例に出しながら、保護者の皆様に対して、8月中旬に説明会ですとか情報提供、こちらを通じてバスの輸送をしっかりと進めていきたいと考えてございます。 もう一点は、これも場所が遠いというところに起因するものですが、例えば保護者会ですとか、あと各種行事の開催、こうしたものが仮移転先で実施をするのかというところについてのご質問、大変多くいただきました。 北区においては、保護者会は基本的には対面を大事にこれまで運営をさせていただいてございますけれども、こういう状況もございますので、学校と協議をしながら、場合によってはオンラインによる保護者会、こうしたものも検討する必要があるだろうと考えてございます。 また、行事、こちらについては、具体的なところで、例えば卒業式を北とびあなどで実施できないかといったご意見がございました。 北とびあについては、委員の皆様ご承知かと存じますが、事前の申込みの期間が大変手前からあるものですから、3月末の卒業式の時期は、もう既にホールについては塞がっております。 教育委員会では、現段階で仮に実施できるように別の区有施設、仮押さえをさせていただいてございますけれども、どこで実施をするのかについては、教育委員会事務局としてはまず第一に子どもたちの意向を十分踏まえて実施をしたいと考えてございます。

	ですので、教育委員会で仮押さえをしている場所をそのまま使うのかどうか、こちらにつきましては、まずは第一に子どもたちの意向を十分踏まえた上で、実現可能な対応策について今後じっくり協議をしながら、保護者の皆様、あるいは地域の皆様のご理解を深めていきたいと考えてございます。 最後になりますけれども、3点目は今の滝野川第三小学校の取扱いについてでございます。こちらについては、改修の仕方をいわゆる更地にして建て替える改築で行うのか、あるいは地域の皆様のご意見では、いわゆるリノベーション的に使える場所を活用した改築をするのか、こうしたところについて様々意見がございました。 意見の主訴としては、できる限り仮移転の時間を短くしてもらいたいというところだというふうに考えてございます。リノベーションについては、今の躯体の構造はそのまま残して改修する必要があるということから、現行法規の対応が難しい場面でございます。例えば、増築をすると日影の規制にかかってしまいますので、基本的には増築できないんですね。こうした制約がある中、現在、教育委員会としては改築をベースで検討してございますけれども、このあたりについても保護者の皆さんの理解を得て進めていく必要があるだろうと考えてございます。 そのほかの例として、こちら滝野川分庁舎を、もともと学校だったものですから、こちらで仮移転できないのかというご意見もございますけれども、何分特別教室ですとか給食調理室、ございませんので、まずここにある保育園ですとかホップ・ステップ・ジャンプ教室の機能を移転をさせる。移転先の確保をして、改修をして、その後移転をしてからここをようやく改修するという形になりますので、シミュレーションではありますけれども、実質的に2回目の仮移転先の活動期間としては半年も確保できればいいほうかなということを考えますと、一発改築のほうがいいんじゃないかということで現段階は考えてございますが、このあたりについても保護者の皆様、当然のことながら児童の方々のご意向を十分踏まえて進めていく必要がある、このあたりが大きな課題だと認識してございます。 以上です。
福田教育長	ありがとうございます。 ほかの委員の方々はよろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	では、特にそのほかご質疑、意見がないようですので、ここで本件に関する報告を終了いたします。 続いて、日程第5、報告第25号「都の北学園グラウンド整備工事の遅延について」です。 学校改築施設管理課長から説明をお願いします。
学校改築施設管理課長	それでは、都の北学園グラウンド整備工事の遅延についてご報告いたします。 3ページまでお進みいただけますでしょうか。 都の北学園のグラウンド整備工事につきましては、令和5年度末に校舎が完成し、令和6年度から旧神谷小学校の解体工事を行うとともに、グラウンドの整備に向けた工事を進めているところです。 しかしながら、本工事において資材調達の遅延及び地盤改良の追加が生じたことから、グラウンド整備の完了時期を変更する見込みとなりました。 遅延の主な理由ですが、中東情勢の影響によりまして資材調達に当初想定以上の時間を要したこと、また、施工段階において軟弱地盤が想定より広範囲に確認されまして、追加の地盤改良工事が必要になったことによるものです。 これに伴い、整備の完了予定は当初の令和8年8月20日から令和8年10月中へと変更となる見込みです。

	工事の遅延の対応といたしましては、グラウンド整備完了までの間、これまでと同様、北運動場及び旧稲田小学校の敷地内の施設を代替運動場として引き続き活用してまいります。また、令和8年11月上旬には前期課程の運動会がございますので、新グラウンドでしっかり開催ができるよう工期の管理を徹底するとともに、必要な準備体制を整えてまいります。 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。
福田教育長	ありがとうございました。 では、本件についてのご質疑、またはご意見はございますか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	特にご意見等ないようですので、ここで本件に関する報告は終了といたします。続いて、日程第6、報告第26号「北区不登校支援事業ガイド」についてです。教育総合相談センター所長から説明をお願いします。
教育総合相談センター所長	教育総合相談センター所長です。
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター所長	私からは、報告第26号「北区不登校支援事業ガイド」について報告いたします。 1枚おめくりいただきまして、3ページ目、ご覧ください。 こちら要旨となります。要旨の中ほど、このたびというところからですが、北区における不登校支援の基本的な考え方をはじめ、相談窓口、学校による支援、学校外の多様な学びの場や居場所などについての紹介いたしまして、不安や悩みを抱えたときに状況に応じた支援や相談先を知り、安心して次の第一歩を踏み、考えるための参考としてご活用いただけるよう整備させていただきました。 基本的な考え方です。こちら、1番、多様な学びの場の提供、2番、アセスメント、3番、早期介入、4番、保護者支援、これを4つの柱といたしまして作成させていただきました。 ここからは、02番に実際の不登校児支援事業ガイドを載せさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいながらご説明させていただきたいと思います。 まず、目次の次のページ、はじめにというところのちょうど真ん中になります。こちらに、「北区では、「学校に登校すること」だけを目的とするのではなく、子ども一人一人が自分の状況に応じて安心して過ごし、自分らしく成長しながら、将来の進路を主体的に考えていけることを大切にしています。」ということで上げさせていただきまして、区としての不登校の考え方をお示しさせていただいております。 ここから本事業のポイントとしてまず3点上げさせていただきたいと思っております。 まず1点目です。ガイドのほうは7ページ以降をご覧くださいと思います。こちらですが、まず多様な学びの場の紹介といたしまして、教育支援センター（旧適応指導教室ホップ・ステップ・ジャンプ教室）や、自宅から参加できるバーチャル・ルーム「ステラ」など、区の事業を網羅させていただいております。 次に2点目です。こちらはガイド戻りますが、4ページ、5ページ、ご覧くださいと思います。ここで注目していただきたいのは、4ページのところにあります心のエネルギーの変化と回復への道のりというところです。こちらは不登校の子どもがたどる心のエネルギーの回復過程のイメージとなっております。その時々に応じて支援の内容が変わるというところでお示しさせていただいております。こちらを受けまして、4ペー

	ジのところに早期支援の重要性ということでお示しさせていただいております。欠席日数のみで判断せず、登校しぶりなどの初期段階から関わるポイントを記載させていただいております。 そして3点目になります。こちらは10ページをご覧くださいと思います。保護者が一番気にしているところ、それは、一つはまず出席扱いというところ、それからこれからの進路というところであると思っております。そこで出席扱いの基準についてということで、こちらにお示しをさせていただいている次第です。各学校においては、校内研修や保護者との相談、ケース会議の際に、こちらのガイドを作成しておきましたので、こちらを積極的に活用していただくようお願いしております。既に校園長会等で周知をさせていただいている段階でございます。 報告事項のページにお戻りいただきまして、最後に今後の予定でございます。今後の予定、こちらにお示しさせていただいているとおりになっております。これから本日よりホームページのほうに掲載させていただきまして、保護者、学校関係者にも引き続き周知を図ってまいります。 また、今回学校から紙媒体での希望も多数寄せられておりまして、冊数には限りがありますが、紙でも何冊かご用意させていただき、関係者の中で対応していただくようお願いする予定になっております。 私からは以上になります。
福田教育長	ありがとうございました。 では、本件についてのご質疑またはご意見はございますか。本間委員、お願いします。
本間委員	ご説明ありがとうございました。本区が先進的に様々、不登校並びに個別の支援の必要なお子さんたちに対する対応がこれまであまりにも多様にあったために、分かりにくいところがあったかと思うんですが、この事業ガイドを見れば全ての関係性が分かるという大変すばらしい内容になっていて、私も拝見していて大変ありがたく思いました。ありがとうございます。 その中で一点だけ教えていただきたいんですが、今所長からの説明にもございましたが、アセスメントの重要性がありますけれども、このアセスメントをするに当たっては、担任だけではなく、心理士さんたちが関わるというふうに思いますし、またその後の9ページのところの事例にもございますように、お一人のお子さんが様々な場で学びの場を得るということで、このときアセスメントの関わりと、それからあるお子さんの、特定のお子さんの管理とか指導の主体はどのようになっていくのか、あるいはその子が不登校対応の様々な学びを経て様々変化していくと思うんですが、そういったところの受入れ先という、気持ちの受入れ先、相談先、そういったような流れについてもう少し具体的に教えていただけるとありがたいです。お願いいたします。
教育総合相談センター所長	教育総合相談センター所長です。
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター所長	ご質問ありがとうございます。現在は、最初に心理と、それから親担当の相談員が不登校についての現状ということでまず面接を行います。その中で、お子さんの状況に応じていろんなサービスを選んでいくということになっていくんですが、今後そういったアセスメントというところはかなり力を入れていく必要があるだろうというふうに認識しております。今までの適応指導教室ホップ・ステップ・ジャンプ教室が今度4月から教育支援センターという形に変わりました。そこで個別の支援計画というところも念頭に入れまして、主体になっていくのは軌道に乗ってからのお話になるかと思

	いますけれども、ホップ・ステップ・ジャンプ教室のほうで一人一人のアセスメントというところも学校と協力して行っていくという過程になっていくと思われます。 以上です。
福田教育長	ありがとうございます。 よろしいですか。どうぞ。
本間委員	アセスメントのことについて分かりました。ありがとうございます。その後の管理指導の主体もホップ・ステップ・ジャンプが中心となって受け止めている。
教育総合相談センター 所長	はい。
本間委員	ありがとうございます。
福田教育長	ほかの委員の方はいかがですか。川染委員、どうぞ。
川染委員	川染です。ご説明ありがとうございます。私も北区のこの不登校対策問題の取組、非常にたくさんあって、これ、前回も案のときに拝見させていただきまして、すごく大変分かりやすく、本当に全保護者にも読んでもらいたいとそのとき思っていました。 今後の予定のところで、保護者学校関係者に周知されるということで、恐らくtetoruか何かでまずは案内して、先ほど紙媒体もあるということでちょっと安心したんですけども、全保護者に配布されることを考えられてらっしゃるんですかね。
教育総合相談センター 所長	ありがとうございます。教育総合相談センターです。
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター	やはりtetoru配信が中心になろうかと思えます。tetoru配信と、それからホームページのほうで周知していきたいと思っております。ただ、窓口に来た際に、やはり紙にあったものを見て、お示ししながらご相談に乗ったほうがよいだろうということで、所内のほうで活用できるものを何百部か、それからあと学校側で、校長先生はじめ皆さんでこちらをご覧になりながら相談するときに必要なものということで、やはり数百部ということで考えております。
川染委員	分かりました。ありがとうございます。そうですね。私も最初は、まずはtetoruか何かで一斉でいいのかなと思って、面談とかで先生と保護者で話し合うときに、ちょっとお子さんの様子とか話すときに、やっぱり不登校気味になりがちなケースとかがある場合は少しくいった紙で、先生と保護者でこういう支援あるよということでいろいろ話合いされるのがいいのかなと思いました。ただ、ちょっとこのタイトル的に、北区不登校支援事業ガイドということでtetoruで一斉に配信すると、多分第一印象としては、自分のところはあまり関係ないなということで読まない方が、読みにいこうとする方はほとんどまだいないと思うので、この4ページ、5ページのところにある本当に早期支援は物すごく重要だなというふうに私も思いますので、学校における早期支援のポイントとか、家庭でこういったところをもう不登校になる前から気をつけてねというのまでしっかり書かれてるので、こういった早期支援のところだけでも皆さん一回読んでくださいねみたいな呼びかけというか、そういったところまでちゃんとこれ、

	書かれてるので、ぜひ早期支援、保護者に対しても周知するときに、今不登校になっても皆さんご一読くださいという形でぜひアナウンスしていただけるとありがたいなと思いました。 以上です。
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター 所長	ありがとうございます。できるだけ工夫してまいりたいと思います。
福田教育長	貴重な意見、ありがとうございました。 本間委員、どうぞ。
本間委員	関連して、言わずもがなのことをいつも申し上げて申し訳ないんですが、今の川染委員のことと関連して、我が子が早期ということだけではなくて、我が子が今普通に通っている保護者の方々こそ、例えば遅れてくるお子さん、早期に帰るお子さんをお見かけしたり、あるいは教室からよく誰々さん抜けていくんだよというようなことを、保護者の方がここの冒頭のところの説明にあったとおり、初めにあったような言葉のことを理解した上で見守っていくということが何より大事だというふうに思いますので、t e t o r uの配信のところでも、不登校ということではなくて、みんなで見守っていく、みんなで育てていくという中の一環としてお読みくださいのような投げかけですとか、あるいは保護者会全体会で、校長先生が全体に、学校全体に投げかけていくというような場をぜひどこの学校でも取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。 よろしく願いいたします。
福田教育長	ありがとうございます。いろんなご意見。 宮川委員、どうぞ。
宮川委員	ありがとうございます。本当、大昔の話になるんですけど、やはり親として不登校になりかけたときに、以前ですと相談する場所が1か所しかない的な、そういう時代もございましたけれども、今は様々な支援ツールがあるので、お子さんに合った状況、状態に応じて重層的に活用するということで、本当に子どもさんにも寄り添う、そして親御さんにも寄り添うということが実現されていてとてもすばらしいと思いますので、これからもよろしくお願いします。 一つだけ、ちょっと重複しますが、先ほど何百部かは紙でもご用意されてるということでしたけれど、やはりt e t o r uの配信とか、今ですと携帯とかホームページ、いろんなものでは拝見できるんですが、紙に起こして自分で持っていると安心ということもありますので、これは当然ながら、そういうところで見たものを自分で印刷をすることはもちろん可能でございますよね。そういうところもどんどんたくさんの親御さんのほうにも周知していただければいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。
福田教育長	ありがとうございます。よろしいですか。 ほかの委員の方々、よろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	では、意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了といたします。 続いて、急遽ではございますが、報告第27号「教育に関する事務についての議案作

	成に係る意見聴取に対する回答について（令和８年東京都北区議会臨時会）（予算関係）（専決処理の報告）」を議事日程に追加したいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。 （異議なし）
福田教育長	ありがとうございます。ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。それでは、報告第２７号について教育政策課長から説明をお願いします。
教育政策課長	教育政策課長です。
福田教育長	お願いします。
教育政策課長	それでは、報告第２７号です。 恐れ入ります。５ページまでお進みをいただきます。 中央の列、お示しの令和８年度東京都北区一般会計補正予算（第３号）につきまして、説明欄のとおり、区長から教育委員会に対して意見を求められていることに対しまして、教育委員会として区長宛て「異議がない」旨回答するに当たって、本来ならばご審議をお願いすべきところ、恐れ入ります、３ページまでお戻りをいただきます。３ページでございます。右から４行目でございます。緊急に処理する必要がある、教育委員会を開くいとまがないため、教育長の専決処分により処理したというものでございます。 それでは、後ろのほうでございますが、８ページまでお進みをいただきます。 今回、予算計上をお願いします補正額でございますが、仮移転先でございます旧清水小で教育活動を行うに当たり必要な経費を計上するというものでございます。 上段、第１表歳入歳出予算補正、上段、歳入額の補正はございません。 それから中段、歳出の補正額、その下でございます。右端から２列目、補正額の欄です。一番下の歳出の合計で４億４,７１５万６,０００円です。内訳は後ほどご説明いたします。 下段が第２表債務負担行為補正です。あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておく、これを債務負担行為といいます。お示しのとおりお願いするもので、こちら後ほどご説明をいたします。 次の９ページでございます。参考資料といたしまして、歳入歳出予算等の内訳をお示しをさせていただきます。 まず、歳出でございます。 上段の表でございます。第２項小学校費、学校管理費の（１０）学校運営費です。増減説明欄にお示しのとおり、まず旧清水小への引っ越しに伴う経費でございます。引っ越しにつきましては、できる限り教職員に負担をかけないよう、荷造りを含めて業者に委託することとしてございます。その他机や椅子等の什器類や備品の購入などに係る経費など、お示しのとおり計上してございます。基本的には、滝野川第三小学校の什器類、備品等、旧清水小学校へ持っていくことといたしますが、一部火災や消火活動によって使えなくなってしまったものもあるというところで、不足する分については他から調達、あるいは購入をしていくというものでございます。火災のあった音楽室の備品類については、使えなくなってしまったものが多く、一定程度新たに調達する必要があるとございます。 その下が学校給食費の（１）学校給食管理需用費です。増減説明欄お示しのとおり、給食提供に必要な消耗品、あるいは備品の購入等の予算、それから旧清水小にある厨房機器の保守点検費用を計上するものでございます。給食室につきましては、状態はかなり良好でございます。それほど大きく手を入れることなく、消耗品や備品等をそろえることで使うことが可能というふうに見込んでございます。 その下が学校施設建設費の（１）学校改築事業費です。増減説明欄お示しのとおりで

	ございます。 まず、バスの運行業務委託の経費でございます。こちら少し詳しくご説明をいたします。 登下校のバスにつきましては、現在、事業者と調整中ではございますが、想定している運行業務につきまして、これまで行ってきたバス送迎と比較して人数が多いこと、距離がある関係で、現時点では一定数大型バスを使わざるを得ないというふうに考えてございます。 なお、バス事業者との調整におきまして、大型バスが旧岩槻街道を通ることは難しいとの見解もあり、現在、迂回することを検討しながら、実際のバス運行の検証も予定してございます。 また、旧清水小学校周辺も道が狭く、バスで乗り入れることができないことから、あじさい荘のロータリーを活用することを考えております。あじさい荘で降りますと、清水坂公園内を抜けて学校へ入ることができるため、安全性は確保できると考えてございます。 登校時でございますが、これまでの移転改築と同様に、乗り降りする場所を複数設け、そこからバスに乗っていただく予定です。乗り降りする場所につきましては、現在、検討調整中でございます。加えて、最終便の出発後、バス1台で乗車場所を全部回って、バスの出発時間に間に合わなかった児童を乗せる便を用意いたします。 一方、下校時でございますが、各学年の下校時間に合わせて、またあじさい荘のロータリーから順次バスが出発をいたします。下校時の降車場所についても、現在、検討調整をしているところでございます。 学童一般登録を利用する児童の対応につきましては、平日は4時から午後6時までの1時間置きにバスを出すことを考えております。学童は延長がございますので、降車後の待機場所も必要と考えてございますが、それについても場所を含めて検討してございます。 それから、学童一般登録は土曜日もございます。また、長期休業期間中もございます。これについても、現時点では旧清水小学校で運営を考えており、学童一般登録用のバスを運行することを考えてございます。 安全対策につきましてです。1台に1人添乗員が乗車をいたしまして、シートベルトの確認、運行状況の管理など、走行中の安全を確保するほか、それとは別に、各、乗り降りする場所に誘導員を配置し、乗り降りの確認、あるいは周辺環境の確認、警備など、安全な誘導を行ってまいります。 また、滝野川第五小学校のバスで導入を予定していた情報管理システムを導入いたしまして、乗り降りする状況を保護者へ通知するなど、安心への対策、これも図っていくことを予定してございます。 以上がバス運行の概要でございます。 その下の工事請負費です。校舎の状態、特に校舎内は良好でございまして、配線工事やトイレの洋式化、使えなくなっている防犯カメラの復旧工事などを行います。 一方、傷んでいるのがグラウンドと外壁で、今回グラウンド改修工事に係る経費を計上してございます。外壁につきましても、早急に対応が必要な部分は既存の予算や予備費を使って対応し、しっかりした外壁改修工事は次年度の夏休みにできるよう準備を進めてまいります。 続いて、下の表、債務負担行為でございます。仮移転先までの通学バス運行の業務委託につきまして、差し当たり、バスの運行業務委託で9月から運行を開始するに当たり、短期間で必要な車両、運転手、それから添乗員等を確保する時間がないことから、まず1年間分全てをまとめて委託をいたします。その間、並行して、今後継続的に行っていくバス運行の手法につきまして検討し、改めて2年目以降の予算を計上していくというものでございます。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
--	--

福田教育長	ご丁寧な説明ありがとうございました。 では、本件についてのご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	特にご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告を終了といたします。 教育政策課長、お願いします。
教育政策課長	ただいま補正予算の説明をさせていただきましたが、これとは別に予備費を活用してございます。 ここで予備費のことにつきましてご説明をさせていただきたいと存じます。 火災がございましてから、この間、既存の予算や予備費を活用して対応を行ってまいりました。 主な概要でご説明をさせていただきますが、まず児童の学用品費等の再購入のための対応でございます。教科書ですとか、きたコンですとか、防災頭巾、これらの対応を火災や消火活動で使えなくなってしまったということで早急に対応してございます。その他の学用品費につきましても、早期の教育活動の復旧に当たってそろえていただきたいということで、必要なものがご家庭によって様々あるということから給付金という形で対応していくことといたしました。 金額設定につきましては、就学援助費を参考に新入学学用品等の購入費と毎年の学用品費を合わせておよそ10万円となることから、10万円、お一人当たり、子ども1人当たりでございます。お二人ですと、お子さんいらっしゃる家庭は20万ということになります。お一人10万円とさせていただきました。火災による学用品の被害の状況は、児童によって様々であることから、早期の教育活動の復旧に当たり被害状況等を確認している時間がないことから、一律10万円ということで予備費にて対応させていただいた経緯がございまして。保護者から口座番号を記載した申請を受理後、速やかに支給させていただきたいと考えてございます。 そのほか予備費で対応した主なものでございますと、分散登校の対応といたしまして、分散登校先の備品等の購入、それからネットワークの環境整備、弁当の購入等を行ってございます。それから滝野川第三小学校校舎の点検、それから清掃、警備等、そのほか旧清水小学校の保管物資を移転する、旧清水小学校に物が置いてあり、それを移動させる必要があるため早急に対応させていただいたというようなことで予備費を活用してございます。予備費総額で6,000万円ほどの活用ということで想定してございます。 主なもの、大きなものは先ほどご説明いたしました学用品の購入の経費というところでお一人10万円、これが3,500万ほど、それから滝野川第三小学校の人的警備に係る部分、これが約1,000万円というところで大きな数字となっております。 以上、予備費についてご説明させていただきました。
福田教育長	予備費の説明ありがとうございました。 今の予備費の説明に対して、ご質疑、ご意見はありますか。本間委員、どうぞ。
本間委員	細かなことというか、なかなか難しい点だということは承知して伺うのですが、保護者会のやり取りの中でご父兄の方から、自分のところはお子さん2人いるので20万円なんだけれども、実質的な被害は眼鏡代1万円だったので、それを申請式ではあるけれども、申請しないことによって、残ったお金を少しでも全体の校舎修繕等に回していただきたいというようなご意見があったかと思うんです。そうしたようなお気持ちの受け止めというんでしょうか、予備費これだけ、3,500万円、学用品再購入として用意したけれども、実際の申請は幾ら幾らだったので、残りを何々に活用しましたみたいな形で報告するというのは難しいですね。

福田教育長	では、学校支援課長お願いします。
学校支援課長	10万円の給付金についてですが、先週、ちょうど1週間前の月曜日に保護者のほうには周知をtetoruでさせていただきまして、併せて文書でも対象児童全員に送らせていただいたところで、現時点で3分の2ぐらいの申請がございます。やはりその申請の中でも一部を辞退したいというような保護者からの申出はありました。それについては、こちらでもともとそういうところも保護者会の話も受けて想定しておりますので、対応していきたいと思います。ただ、それを何かに使うというところについては、現時点では想定しておりませんでしたので、そういった部分がどのように保護者に対して説明できるのかというのはちょっと検討していきたいと思います。
本間委員	ありがとうございます。
福田教育長	よろしいですか。 ほかの委員の方々、ご質疑、ご意見はよろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 これをもって、令和8年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。